

「オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則（平成10年2月5日10農産第857号農産園芸局長通達）」一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>オランダ産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) 発生調査の結果の確認</p> <p>告示5の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、<u>オランダ</u>農業自然食品安全省農業部植物防疫課（以下「<u>オランダ</u>植物防疫機関」という。）と共同して、当該調査が3の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び3の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認</p> <p>告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」とい</p>	<p>オランダ王国産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則</p> <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第3の項のオランダ王国産のおらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第81号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>1 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認</p> <p>(1) 発生調査の結果の確認</p> <p>告示5の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、<u>オランダ王国</u>農業自然食品安全省農業部植物防疫課（以下「<u>オランダ王国</u>植物防疫機関」という。）と共同して、当該調査が3の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び3の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。</p> <p>(2) 輸出検査の実施の確認</p> <p>告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、オランダに出張している植物防疫官（以下「植物防疫官」とい</p>

う。)がオランダ植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ植物防疫機関が指定した場所で、オランダ植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物(特にチチュウカイミバエ)が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

また、植物防疫官は、週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

- (3) 植物防疫官は、オランダ植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が(1)及び(2)により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めるときは、その旨をオランダ植物防疫当局に通報するものとする。

2 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設

- (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、オランダ植物防疫機関によりそれぞれ次のとおり指定された。

ア・イ 【略】

- (2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ植物防疫機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、関係資料を添付し、別記様式1により植物防疫官あてに通知されることとされた。

3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

- (1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア～オ 【略】

う。)がオランダ王国植物防疫機関の作成した検査記録の確認を行い、輸出される荷口が指定生産地域内のオランダ王国植物防疫機関が指定した場所で、オランダ王国植物防疫機関によって検査が実施され、検疫有害動植物(特にチチュウカイミバエ)が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

また、植物防疫官は、週1回以上輸出検査に立ち会い、実施状況を確認するものとする。

- (3) 植物防疫官は、オランダ王国植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が(1)及び(2)により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエが発見されなかったものであることを確認するものとし、当該植物検査証明書の記載内容に問題を認めるときは、その旨をオランダ王国植物防疫当局に通報するものとする。

2 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設

- (1) 告示1の指定生産地域及び検疫監視地域は、オランダ王国植物防疫機関によりそれぞれ次のとおり指定された。

ア・イ 【略】

- (2) 告示1の(1)の指定栽培施設は、オランダ王国植物防疫機関が指定することとし、指定又はその取消しの都度、関係資料を添付し、別記様式1により植物防疫官あてに通知されることとされた。

3 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査

- (1) トラップ調査

告示2の(1)のトラップ調査は、オランダ王国植物防疫機関により次により実施されることとされた。

ア～オ 【略】

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア 【略】

イ 指定生産地域における調査

(ア) 調査は、検疫監視地域におけるトラップ調査の結果、チチュウカイミバエが発見された場合に、その都度実施すること。

(イ) 調査は、(ア)の場合において、指定生産地域ごとに、当該地域内の寄主生果実について実施すること。

(ウ) 調査地点数及び調査果実数は、次の事項により、チチュウカイミバエの寄主植物の分布状況及び栽培状況を勘案して決定すること。

a 指定生産地域内に結実した寄主植物が存在する場合は、その指定生産地域ごとに1本以上の結実した寄主植物を調査すること。

b 複数の指定生産地域が一部で重複する場合、調査はそれぞれの指定生産地域ごとに1本以上の結実した寄主植物について実施すること。

ただし、重複する部分に結実した寄主植物が存在するなど、複数の指定生産地域内にある結実した寄主植物の総数が指定生産地域の合計数に満たない場合は、その総数を調査対象とすること。

c 指定生産地域内に結実した寄主植物が存在しない場合にあっては、その指定生産地域を調査対象から除外することができる。

(エ) (ウ)のbただし書き又はcの状況が生じた際は、オランダ植物防疫機関はその状況を植物防疫官に報告すること。

(2) 生果実調査

告示2の(2)の生果実調査は、オランダ王国植物防疫機関が次により実施することとされた。

ア 【略】

イ 指定生産地域における調査

(ア) 調査は、原則として、検疫監視地域におけるトラップ調査の結果、チチュウカイミバエが発見された場合に行うこと。

(イ) 調査は、(ア)の場合において、指定生産地域ごとに、当該地域内の寄主生果実について、5月から10月までの間に1回以上実施すること。

(ウ) 調査地点数及び調査果実数は、チチュウカイミバエの寄主植物の分布状況及び栽培状況を勘案して決定すること。

(オ) 調査は保管調査によること。

ウ 【略】

(3) 調査結果の記録及び通報

(1) 及び (2) の調査の結果は、オランダ植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されることとされた。

4 こん包及びこん包施設

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされた。

ア 【略】

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用すること。

ウ 【略】

(2) 【略】

5 【略】

6 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示については(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示については、(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1)・(2) 【略】

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関により、次の措置がとられることとされた。

ア 【略】

(エ) 調査は保管調査によること。

ウ 【略】

(3) 調査結果の記録及び通報

(1) 及び (2) の調査の結果は、オランダ王国植物防疫機関により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されることとされた。

4 こん包及びこん包施設

告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次に掲げるもののいずれかによることとされた。

ア 【略】

イ 通気孔に網(孔の直径が1.6ミメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用すること。

ウ 【略】

(2) 【略】

5 【略】

6 表示

告示7の表示は、それぞれの次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われることとされた。

(1)・(2) 【略】

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

(1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置がとられることとされた。

ア 【略】

イ 別記5の(1)のとおり必要な改善措置等行うこと。

ウ 【略】

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ植物防疫機関は、別記5の(2)及び(3)のとおり措置することとされた。

この停止措置は、オランダ植物防疫機関により別記5の(2)及び(3)の必要な改善措置が講じられたことを植物防疫官が確認し、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、解除されることとされた。

8 輸入検査

(1)～(3) 【略】

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、別記5の(4)のとおり措置するものとする。

ア～イ 【削除】

イ 検査監視地域の Merwede Harbor、Spaanse Polder、Barendrecht Auction の各地域のうち1地域において、最初
のミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウ
カイミバエが発見された場合は、検査監視地域、指定生産
地域及び指定栽培施設における発生調査を強化する等の必要
な改善措置等行うこと。

ウ 【略】

(2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関は、別記5のとおり直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関する植物検査証明書の発行を停止することとされた。

この停止措置は、オランダ王国植物防疫機関により別記5の必要な改善措置が講じられたことを植物防疫官が確認し、その措置の結果、チチュウカイミバエが発生していないことが日本国植物防疫機関により確認されれば、解除するものとする。

8 輸入検査

(1)～(3) 【略】

(4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、オランダ王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは輸入検査を中止すること。

別記様式1 【略】

別記様式2 (3の(3)関係)

トラップ調査の記録

トラップ 番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設置場所	誘引剤の交換 年月日	調査年月日 発見状況	備考

別記様式3 (3の(3)関係)

生果実調査の記録

整理番号	調査場所	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設の 区分	調査年月日 調査果実品目 結果	備考

別記4 【略】

別記様式1 【略】

別記様式2 (3の(3)関係)

トラップ調査の記録

トラップ 番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設置場所	誘引剤の交換 年月日 担当者	調査年月日 発見状況 担当者	備考

別記様式3 (3の(3)関係)

生果実調査の記録

整理番号	調査場所	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設の 区分	調査年月日 調査果実品目 数量 結果 担当者	備考

別記4 【略】

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合
(実施細則7の(1)のイにおける措置)

実施細則3の(1)及び(2)の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内の Merwede Harbor、Spaanse Polder、Baren drecht Auctionの各地域のうち1地域において、最初のみバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の(1)のエの指定生産地域及び指定栽培施設内に設置されているすべてのトラップを確認すること。
- ② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することができる。
- ③ 【略】

- (2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合
(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

- ① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。
ア 【略】

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合
(実施細則7の(1)のイにおける措置)

実施細則3の(1)及び(2)の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内の Merwede Harbor、Spaanse Polder、Baren drecht Auctionの各地域のうち1地域において、最初のみバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の(1)のエの指定生産地域及び指定栽培施設内に設置されている全てのトラップを確認すること。
- ② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することとして差し支えない。
- ③ 【略】

- (2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合
(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)及び(1)の①の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ王国植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

- ① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合
指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。
ア 【略】

イ トラップ調査

(ア) 【略】

(イ) (ア) の範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。

ウ・エ 【略】

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2 kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 【略】

イ アの範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。

ウ・エ 【略】

③ 【略】

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

① チチュウカイミバエの発見後、直ちにすべての日本向けの荷口に対する植物検疫証明書の発行を停止すること。

②～④ 【略】

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合（実

イ トラップ調査

(ア) 【略】

(イ) (ア) の範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップは共有して差し支えない。

ウ・エ 【略】

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

①において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2 kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 【略】

イ アの範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップは共有して差し支えない。

ウ・エ 【略】

③ 【略】

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)及び上記の(1)の①の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

① チチュウカイミバエの発見後、直ちに全ての日本向けの荷口に対する植物検疫証明書の発行を停止すること。

②～④ 【略】

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合（実

施細則 8 における措置)

実施細則 8 の (4) の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

ア・イ 【略】

ウ オランダ植物防疫機関に対し、ア及びイの措置について通知すること。

エ オランダ植物防疫機関に対し、植物検疫証明書の発給の停止、チチュウカイミバエが付着した原因について調査の実施並びにその調査報告書の提出及び必要な改善策の提案を求めること。

オ 【略】

施細則 8 における措置)

実施細則 8 の (4) の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

ア・イ 【略】

ウ オランダ王国植物防疫機関に対し、ア及びイの措置について通知すること。

エ オランダ王国植物防疫機関に対し、植物検疫証明書の発給の停止、チチュウカイミバエが付着した原因について調査の実施並びにその調査報告書の提出及び必要な改善策の提案を求めること。

オ 【略】